

## 運輸・交通施策に関する提言

運輸・交通施策の更なる推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 地域公共交通の維持・存続に向けた支援

(1) ローカル鉄道は、地域住民の通学・通勤などの足として重要な役割を担うだけでなく、地域の経済活動の基盤となることから、地方の鉄道ネットワークの維持確保のためJRを含めた鉄道事業者の持続的かつ安定的な経営が維持できるよう支援策を講じること。

(2) ローカル鉄道の再構築に当たっては、「廃止ありき」ではないことを改めて明確に示したうえで、沿線自治体や交通事業者等が実施する利用促進に向けた取組を積極的に支援すること。

また、再構築協議会等におけるローカル鉄道の存続に向けた協議については、進捗に応じて期間を設けず、地域が鉄道事業者と対等に議論できる環境を整備すること。

(3) 鉄道輸送の安全性向上に資する設備更新や施設整備等を推進するため、十分な予算を確保するとともに、対象事業の拡充及び補助率の引上げを図ること。

また、利用促進及びまちづくりに資するJR所有の鉄道施設・設備整備を、地域鉄道事業者と同様に、過疎対策事業債の対象とすること。

### 2. 新幹線の早期全線開業等

(1) 整備新幹線については、沿線都市自治体に過度な負担が生じないよう整備事業費の地方負担のあり方を見直すとともに、建設財源を安定的に確保したうえで、早期に全線開業すること。

また、事業の推進に当たっては、地元の理解醸成を図るため、環境影響評価及び調査の進捗等について、情報共有を行うこと。

(2) 新幹線の利便性向上のため、運送力強化や乗り換え不便の解消、二次交通の充実等に資する支援を行うこと。

また、新駅の開業効果を高めるため、沿線自治体が行う駅周辺地域の道路等の整備に当たっては、社会資本整備総合交付金の重点的な配分を行う

こと。

(3) 整備新幹線の並行在来線の安定的な経営維持と利便性向上のため、財政措置の拡充を含め適切な支援措置を講じること。

(4) 基本計画に定められている路線については、整備計画への格上げに向けた調査を実施すること。

3. リニア中央新幹線については、早期開業に向け、財政投融资による支援を行うこと。また、新駅の開業効果を高めるため、沿線自治体が行う駅周辺地域の道路の整備や開業に伴い必要となる基盤整備に当たっては、社会資本整備総合交付金の重点的な配分を行うこと。

4. 燃料油価格等が高騰する中、利用料金等への価格転嫁が困難な、中小規模の運送業者等に対する支援を講じること。

5. 鉄道関連施設のバリアフリー化が推進されるよう、財政措置の拡充など、十分な支援を講じること。

6. 都市鉄道等の路線延長、利便性の向上及び関連施設整備を推進し、必要な財政措置を講じること。

7. 鉄道駅周辺地域における放置自転車等を解消するため、「自転車法」を改正し、鉄道事業者に対して駅周辺への自転車等駐車場の設置を含む対応策を義務付けること。

また、道路管理者等へ有償で貸与している自転車等駐車場設置のための鉄道用地については、無償貸与とするなど適切な措置を講じること。

8. 地方空港の機能強化を図るため、空港施設の整備や就航便の維持・拡充、国際便の受入体制の充実を図ること。

また、周辺環境対策等の周辺地域の総合的な整備を推進すること。

9. 地域経済の活性化等を図るため、有料道路割引制度を充実させること。

#### 10. 放置船等の対策強化

- (1) 関係省庁が連携し放置船等に対する監視・罰則を強化すること。
- (2) 小型船舶の登録制度について、船舶購入時における係留場所管理者の係船許可証明の添付や船舶売却の報告を義務付けるなど制度を強化するとともに、変更登録及び抹消登録等の申請時における船舶の状況確認を確実にを行うこと。

#### 11. 水上オートバイ等の危険運転を制限・規制し、公有水面の安全利用に係る法整備を行うこと。また、水上オートバイの利用者へのマナー向上に向けた対策を講じること。

#### 12. 地方版図柄入りナンバープレートの地域名表示の導入に当たっては、登録車の台数要件を緩和すること。

#### 13. 大規模自然災害の被災地における鉄道施設等の災害復旧対策、さらには復旧後の鉄道経営の安定化に向け、財政措置を拡充すること。

#### 14. 東日本大震災関係

被災地の復興を加速化させるため、鉄道事業者と連携し、鉄道の利便性向上を図ること。